

# 住ミカタ・プラス、 住ミカタ・サービス月額メニューご利用規約

## 《1. 全サービス共通の条項》

### 第1条（目的）

住ミカタ・プラス、住ミカタ・サービス月額メニューご利用規約（以下「本規約」といいます。）は、大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「住ミカタ・プラス」、「まもリユック」、「みまもっテル」、「めちやとクーポン」および「あずかるック」（以下合わせて「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものです。

### 第2条（適用関係）

本規約は、本サービスの提供及びその利用に関して適用されます。

当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規程（以下「諸規程」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規程は本規約の一部を構成するものとし、本規約と諸規程の定めが異なる場合、諸規程の内容が優先します。

### 第3条（ご契約者さまの定義）

本規約において使用する「ご契約者さま」とは、本規約や重要事項説明書の内容を確認し、同意したうえで、当社所定の申込方法により、申込み手続きを行い、当社がその申込みを承諾した方をいいます。

### 第4条（委託）

当社は、本サービスの受付・業務運営・サービス提供を、当社の関係会社・大阪ガスサービスセンターおよび当社の提携事業者に委託します（以下、「委託会社」といいます）。

## 第5条（加入要件）

本サービスは、当社の一般ガス供給約款別表第1の供給区域内の住宅においてサービスの提供を受ける場合に、加入することができます。

## 第6条（本サービスの申込み、利用）

ご契約者さまは、本サービスを当社に申込みする際には、あらかじめ別途定める重要事項説明書や本規約の内容を確認し、同意のうえ、当社所定の申込方法に則って申し込むものとします。

## 第7条（本サービスの開始時期）

本サービスは、当社所定の申込方法により、ご契約者さまの申し込みの通知を当社が受領した日が月初から10日までの場合は翌月1日から、11日から月末までの場合は翌々月1日からサービスを開始します。

ただし、「まもリュック」、「みまもっテル」、「めちゃとクーポン」および「あずかるっく」は2018年5月1日に提供を開始します。

## 第8条（解約）

本サービスの解約は以下の通りとします。

(1) ご契約者さまが、本サービスの利用契約を解約する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に通知することにより、本サービスの利用契約を解約することができます。この場合、当社がご契約者さまからの通知を受領した日が月初から10日までの場合は当月末、11日から月末までの場合は翌月末をもって、本サービスの利用契約の解約日とします。

(2) 当社は、次の場合に本サービスの利用契約を解約できるものとし、ご契約者さまは予めこれを承諾するものとします。なお、③により解約をする場合は、ご契約者さまは当社が被った損害を賠償するものとします。

①ガスの閉栓が行われた場合

②サービス料金の支払いが4ヶ月以上遅滞した場合

③ご契約者さまが第10条または第16条に違反していると当社または委託会社が判断した場合

(3) ご加入時に当社とガスの使用契約を締結していたご契約者さまが、本サービス加入後に当社とのガスの使用契約を解約した場合でも、本サービスは自動的に解約されません。当社とのガスの使用契約を解約するにあたり本サービスの解約をご希望される場合は、当社にご連絡するも

のとします。ご連絡いただけないことによるご契約者さまの不利益に関し、当社は一切責任を負いかねます。

(4)再三の契約、解約の繰り返しがある場合など、当社が対応できないと判断するものについては、契約ができないことがあります。

## 第9条（サービス料金）

本サービスのサービス料金は、以下の通りとします。

(1) サービス料金の金額は、各サービスの条項で定めた金額とします。

(2) サービス料金は、毎月のガス料金と一緒にお支払いいただきます。

(3) 大阪ガス以外のガス会社との間でガスの使用契約を締結されている場合、ガス料金と同時収納ができないことに伴い必要となる収納費用（実費）として、サービス利用料に加えて 75 円（税込）/月・支払方法（※）をお支払いいただきます。

※支払方法は、払込み、口座振替及びクレジットカード払いのいずれかとなります。

※複数サービスをご利用いただいている場合に、各サービスの振替口座が異なる場合は、1 口座当たり 75 円（税込）/月お支払いいただきます。

（例）以下の場合、料金収納費用は 300 円（税込）/月となります。

・ A サービス：X 銀行の口座振替（口座①）・ B サービス：X 銀行の口座振替（口座②）

・ B サービス：Y 銀行の口座振替                      ・ C サービス：Z 会社のクレジットカード払い

※同一の口座や同一のクレジットカードからの支払いの場合でも、ご契約者さまのご要望により、複数サービスについて個別の金額を明示して請求させていただく場合は、1 サービス当たり 75 円（税込）/月お支払いいただきます。

(4) サービス解約に伴う解約金は発生しません。

(5) 消費税率はご請求時点での消費税率となります。

(6) サービス料金やその他のご契約者さまに対する債権を、当社が指定する第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することを、ご契約者さまはあらかじめ承諾するものとします。

(7) サービス開始の時点で当社とガスの使用契約がない場合は、ご要望をいただくまでは払込票にてお支払いいただきます。口座振替又はクレジットカード払いをご希望の場合は、当社までご連絡いただくものとします。ご要望いただいた場合でも、手続き完了までは、払込票にてお支払いいただくこととなります。

(8) 当社のサービスを複数ご契約いただいている場合、サービスの請求をまとめさせていただくことがあります。

## 第 10 条（本サービスにおける遵守事項、禁止事項）

- (1) ご契約者さまは、本サービスが円滑に行われるように、当社および委託会社のスタッフに全面的に協力するものとします。
- (2) ご契約者さまは、本サービスを提供するために必要となる電気・水道・ガス料金、通信料その他の費用を負担するものとします。
- (3) ご契約者さまは、本サービスの提供に関する問合せまたは苦情等の申し出を行う場合、所定の窓口へ連絡するものとします。
- (4) ご契約者さまは、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
  - ① 本サービスを営利目的で利用する行為、または本サービスを通じて営利を得る目的の行為。
  - ② 本規約および諸規程に記載されている内容を超えるサービス提供を求める行為または本規約を逸脱する行為及びそれに類する行為。
  - ③ 本サービスに関係する個人・法人・団体を誹謗中傷する行為。
  - ④ 本サービスに関係する個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為。
  - ⑤ 本サービスに関係する個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為または与える恐れのある行為。
  - ⑥ 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれに関連する行為。
  - ⑦ 法律に違反する行為または違反の恐れのある行為。

## 第 11 条（提供の拒否）

当社は、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、ご契約者さまに対して、本サービスの提供を拒否することができるものとします。

- ① ご契約者さま本人からの本サービスの利用申込みであることを確認できない場合。
- ② 台風・大雨・暴風・豪雪などの異常気象、地震・噴火などの天災地変もしくは戦争・暴動または公権力の行使等により、本サービスを提供することが困難または危険が伴うことが予測される場合。
- ③ 本サービスの対応内容を逸脱する場合。
- ④ 委託会社が本サービスを提供することが困難であると判断する場合。
- ⑤ 本サービスを提供することにより、第三者の所有物の損壊、第三者の権利または利益の制限あるいは第三者に損害が生じることが想定される場合。
- ⑥ 当社または委託会社のシステムの定期的、緊急的な保守点検が必要な場合またはシステムに障害が発生した場合。
- ⑦ 前各号以外でも、社会通念上、本サービスの提供が困難であるとみられる場合。

## 第 12 条（個人情報）

当社は、ガス・電気・熱等の各種エネルギーや当社の商品・サービスをご契約者さまにご利用いただくにあたり、当契約の申し込み受付等により、当社が直接または業務委託先等を通じて、ご契約者さまの個人情報（ご契約者さまの氏名・住所・電話番号等）を取得します。これらの個人情報は、以下の目的に利用します。

- ①エネルギー供給およびその普及拡大
- ②エネルギー供給設備工事
- ③エネルギー供給設備・消費機器（厨房・給湯・空調等）の修理・取替・点検等の保安活動
- ④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- ⑤エネルギー消費機器・警報器等の機器および住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- ⑥上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR・調査・データ集積・分析、研究開発
- ⑦その他上記①～⑥に附随する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、保証サービス会社、協力会社（サービスショップ、メンテサービス会社、工事会社等）に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取り扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

## 第 13 条（損害賠償の制限）

当社がご契約者さまに対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社がご契約者さまに対して負う責任の範囲は、直接かつ通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限定されるものとします。

当社の故意又は重大な過失によりご契約者さまに損害を与えた場合は、この限りではありません。

## 第 14 条（通知）

当社は、本サービスに関するご契約者さまへの通知を当社のウェブサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する通知に代えることができるものとします。

この場合、当社が当該通知内容を当社のウェブサイト上に掲載した時点をもって、ご契約者さまに対して、当該通知がなされたものとみなします。

## 第 15 条（変更の届出）

（１）ご契約者さまは、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他本サービスの利用に伴い当社へ届け出た内容に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で当社に届け出るものとします。なお、ご契約者さまが届出内容の変更があったにもかかわらず、当社に届出をしない場合（当社への届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）、本規約に定める当社からの通知については、当社がご契約者さまから届出を受けている連絡先へ発信したことにより、通知を行ったものとみなします。

（２）前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出をご契約者さまに求める場合があります。ご契約者さまはこれに応じるものとします。

## 第 16 条（反社会的勢力の排除）

（1）ご契約者さまは、次の各号のいずれかにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- ①自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロその他これに準じるもの（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
- ②ご契約者さまが自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ③ご契約者さまが暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（2）ご契約者さまは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

## 第 17 条（規約の変更）

本規約およびその他の諸規定は、適宜追加、変更、廃止等の改定を行います。この場合、当社は、改定日の一ヶ月前に、第 14 条に従い、当該改定の内容をご契約者さまに通知するものとします。ご契約者さまは、通知された改定内容に同意いただけない場合、当社に申し出ることによって本サービスを解約することができます。なお、ご契約者さまが当該改定日後に本サービスの利用など改定内容の承認を前提とする行為を行った場合は、当社にご契約者さまが当該改定の内容を承諾したものとみなすことができるものとします。

## 第 18 条（譲渡禁止等）

ご契約者さまは、ご契約者さまの権利について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

## 第 19 条（合意管轄）

ご契約者さまおよび当社は、本規約に関連した訴訟を行う場合は、大阪簡易裁判所および大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

## 第 20 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

## 第 21 条（その他）

本規約に関する疑義または本規約に定めのない事項については、ご契約者さまおよび当社の双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

## 《 2. 住ミカタ・プラスについて》

### 第1条（サービスの内容）

本サービスは、1つの住宅につき、1契約に限り締結することができるものとし、サービスの内容は(1) から(3)の通りとします。

#### (1)「住まいの駆けつけサービス」

①ご契約者さまの住宅におけるガス機器修理、水まわり修理、エアコン修理、住まいの修理の一次対応費用を無料で行います。ただし、その住宅が賃貸住宅の場合は、ご契約者さまの所有物のみを本サービスの対象とします。

#### 〈住まいの駆けつけサービスの内容〉

ガス機器修理	給湯器・コンロ等ガス機器の修理の一次対応。
水まわり修理	水栓の水漏れ等水まわりの修理の一次対応。
エアコン修理	部屋が冷えない等エアコンの修理の一次対応。
住まいの修理	床・壁の補修やコンセント・スイッチ等電気まわりの修理の一次対応。

②住まいの駆けつけサービスで無償となる一次対応費用は、基本料（出張費+故障診断料）・修理費見積り手数料・簡易手直し作業料とします。それぞれの定義及び簡易手直し作業の範囲は次の通りとします。

#### 〈一次対応の対象範囲について〉

出張費	車両等でお客さま宅に訪問する費用。
故障診断料	不具合事象を特定するための費用。
修理費見積り手数料	修理実施時の費用見積り手数料。
簡易手直し作業料	簡易手直しの作業範囲は、下表の通りです。

#### 〈簡易手直し作業の範囲について〉

給湯器修理	使用説明および外観接続部の締め直しのみ。
コンロ修理	使用説明および電池交換作業（電池代は別途となります）、バーナートップの位置直し。
その他ガス機器の修理	使用説明および外観接続部の締め直しのみ。
水まわり修理	使用説明および外観接続部の締め直しのみ。
エアコン修理	使用説明およびリモコンの電池交換のみ（電池代は別途となります）。
住まいの修理	—

③住まいの駆けつけサービスにおいて故障の修理等の対応を完了した後に、当該対応を希望された原因事象の再発等の合理的な理由がないにもかかわらず、再度、同サービスの提供を依頼される場合など、当社および大阪ガスサービスチェーンが対応出来ないと判断するものについては、住まいの駆けつけサービスの提供をお断りする場合があります。

④住まいの駆けつけサービスの提供時にご契約者さまのご要望に応じて、機器・設備の交換をご提案させていただく場合があります。



⑤住まいの駆けつけサービスの対応時間は、訪問約束時刻が以下に規定する時間内の出勤分とします。規定時間外の対応は住まいの駆けつけサービスの対象外となり、一次対応についても有料となります。

平日（月～土）：9時～19時 日・祝日：9時～17時 ※ただし、1月1日～3日は除く

⑥一次対応希望の連絡は、原則、当社グッドライフコールへ連絡いただくものとします。

大阪ガスグッドライフコール：0120-000-555

受付時間：平日（月～土）：8時～21時 日・祝日：9時～21時

※ガス機器修理、水まわり修理、エアコン修理については24時間365日受付いたします。

## (2)「住まいるチェック」

### ①3つのパック共通の内容

(イ) ご契約者さまの住宅設備である水まわりや照明、床下の診断、手直し、お手入れ、アドバイス等を行うサービスです。ただし、その住宅が賃貸住宅の場合は、ご契約者さまの所有物のみを本サービスの対象とします。

#### 〈住まいるチェックの内容〉

水まわりパック	キッチン・洗面所・浴室の水もれ確認や排水管の詰まり、汚れの確認・お手入れ等
照明パック	リビング・ダイニング・キッチンの照明の確認、取替アドバイス、照度の確認
床下パック	床下のシロアリ・水漏れ点検

(ロ) サービスの提供について、ご契約者さまの入電等によるご要望に応じて提供するものとし、利用上限は各パック1年の期間内（4月～3月）に1回となります。

(ハ) 住まいるチェックは、水まわり設備、照明設備、床下設備等の住宅設備の性能を将来にわたって担保するものではありません。

(ニ) ご契約者さまの要望に応じて、水栓、照明、シロアリの予防・駆除施工等をご提案します。

(ホ) 住まいるチェックの対応日時は、以下の規定通りとします。

平日（月～土）：9時～17時 ※ただし、1月1日～3日は除く

ただし、床下パックについては原則、受付日から1週間後以降の訪問となります。

(ヘ) 住まいるチェックの調査希望の連絡は、原則、当社グッドライフコールへ連絡いただくものとします。

大阪ガスグッドライフコール：0120-000-555

受付時間：平日（月～土）：8時～21時 日・祝日：9時～21時

### ②水まわりパックの内容

以下の点をご了承いただいたご契約者さまにサービスを提供するものとします。

(イ) 水漏れの確認について

- ・キッチン、洗面所については水栓、給水管・給湯管・排水管の水漏れ確認を行います
- ・浴室については水栓、シャワーヘッドの水漏れ確認を行います。
- ・水栓、給水管、給湯管、排水管について水漏れが発生している場合、接続部の増し締めを行い

ます。増し締めにて水漏れが解消しない場合もございます。

- ・水栓、シャワーヘッドの吐水口のお手入れを実施します。
- ・水漏れ確認のため、ご契約者さまの水道、およびお湯を使用させていただきます。
- ・水漏れ確認のため、キッチン・洗面台の収納扉の中にあるご契約者さまの所有物を担当者が移動させていただきます。
- ・給水管、排水管が引出しの奥にある場合（キッチン等の収納部が引出し式となっている場合）水漏れチェックが実施できない場合があります。

#### （ロ）排水管の確認について

- ・キッチン、洗面所、浴室の排水管の詰まり、汚れの確認を行い、ブラッシング等のお手入れを実施します。
- ・排水管確認のため、排水口キャップ・カバー等を外させて頂き、ファイバースコープで排水管の汚れを確認させていただきます。
- ・排水管チェックはご使用の設備により、一部対応できない場合がございます。
- ・吐水口、排水管のお手入れは詰まりの予防のために行うものであり、清掃により汚れを落としきるものではありません。
- ・排水ネット等の取替はご要望があれば実施いたしますが、新しい排水ネットのご準備、使用済み排水ネットの処分はご契約者さまにご依頼いたします。

### ③照明パックの内容

以下の点をご了承いただいたご契約者さまにサービスを提供するものとします。

#### （イ）照明の確認について

- ・リビング、ダイニング、キッチンで主として使用されている照明を対象とし、照明器具、電球などを取り外しご使用状況の確認を実施します。
- ・作業のため脚立、養生等の使用やご契約者さまの家具等の移動を担当者が実施する場合があります。
- ・脚立などを使用しても届かない位置にある照明や、屋外の照明などは対象外とさせていただきます。
- ・確認の際には、電気を使用させていただきます。
- ・照明器具、電球の取替をご希望の場合は別途有償での対応とさせていただきます。

#### （ロ）取替アドバイスについて

- ・取替えの必要性や不具合部分等の改善をアドバイスさせていただきます。
- ・アドバイスは確認時点のもののため、その後の使用状況により、最適な状況にする方法は変化する場合があります。

#### （ハ）照度の確認について

- ・照度計を使用して、室内の照度確認を行います。
- ・照度確認は、時間・状況等の条件が変われば数値が変化する可能性があります。数値は目安であり、正確な照度を保証するものではありません。

#### ④床下パックの内容

以下の点をご了承いただいたご契約者さまにサービスを提供するものとします。

ただし、集合住宅、床下がない構造の住宅、床下に進入できない住宅、重大な毀損が確認できた住宅等は、本サービスの対象外とします。

- ・床下のシロアリ、水漏れ点検等は、シロアリ予防駆除施工業者に委託して提供します。
- ・床下の点検のため、畳、カーペット、床下収納庫にあるご契約者さまの所有物の移動や、床下点検口などの養生を担当者が実施させていただきます。
- ・床下の点検は、床下点検口から、もしくは一階和室の畳下にある床板から、床下に進入し作業します。前述の方法で床下に進入できない場合は、本サービスの対象外とします。
- ・床下の点検は、作業員が目視確認出来ない範囲は点検の対象外とします。
- ・点検時に、家の外観を含め点検箇所を担当者が撮影いたします。
- ・「シロアリの予防・駆除施工」、「害虫駆除」、「清掃」をご希望の場合は別途有償での対応とさせていただきます。

#### (3)「暮らし応援サービス」

ご契約者さまの日々の食事、健康、省エネをサポートする「暮らし応援サービス」を無償で提供します。なお、一部のサービスについては、マイ大阪ガスへの加入が必要となります。詳細は各サービスの諸規程に定めます。

##### 〈暮らしのサポートサービスの内容〉

食事	ボブ&アンジーが提供する栄養管理士監修のレシピの無料提供。
健康	専属の看護師への健康状態等に関する無料相談。
省エネ	日々のガスと電気の効率的な利用を支える省エネアドバイスの配信。

## 第2条 (サービス料金)

本サービスのサービス料金は、以下の通りとします。

- (1) サービス料金は、月々216円（税込）です。
- (2) その他の詳細は《全サービス共通の条項》の第9条をご参照ください。

## 《3. まもリュックについて》

### 第1条（サービスの内容）

「まもリュック」（以下、本サービス）は避難グッズをセットにして提供し、避難グッズごとに消費期限が切れる前に新品をお送りします。またお送りする数ヵ月前に、そのことをハガキにてお知らせします。商品は標準セットとお手軽セットから選択いただけます。

### 第2条（サービス料金）

本サービスのサービス料金は、以下の通りとします。

(1) サービス料金は、以下の通りです。

	住ミカタ・プラス会員さま	住ミカタ・プラス会員さま以外
標準セット	月々540円（税込）	月々702円（税込）
お手軽セット	月々324円（税込）	月々486円（税込）

(2) その他の詳細は《全サービス共通の条項》の第9条をご参照ください。

### 第3条（本サービスの契約期間）

本サービスの契約期間は、《全サービス共通の条項》の第7条によるサービスの開始から以下の通りとします。

標準セット：10年

お手軽セット：5年

なお、《全サービス共通の条項》第8条に定める解約の通知がない場合、同一条件にてさらに同一期間更新するものとします。

### 第4条（業務委託）

本サービスは商品の発送、期限管理等の業務を（株）黒田生々堂に委託して提供します。

### 第5条（商品の発送）

(1) 初回の発送

ご契約時に所定の申込方法に従って届け出ていただく住所へ、本サービスの開始時期に発送します。

(2) 次回以降の発送

避難グッズごとに消費期限が切れる前に新品を発送します。

発送の際は2年ごとに消費期限が近い商品をまとめて発送します。

お送りする避難グッズは、消費期限の切れた従前の避難グッズが販売終了になっている場合など、同種の異なる商品を発送する場合があります。

(3) 返品、交換

届いた本商品に汚れ、傷、破損等の瑕疵がある場合、その他当社が相当と判断する場合を除き本商品の返品または交換を請求することはできません。

返品または交換は本商品の受け取り後、8日以内に当社へご連絡いただいた場合に限りです。

## 第6条（期限管理）

期限管理の対象は、当社が発送する避難グッズとなります。それ以外の商品の期限管理は実施しません。

## 第7条（解約）

(1) 本サービスの解約は《全サービス共通の条項》第8条に準拠し、その際、当社所定の方法により本商品を返品いただきます。

(2) 再三の契約、解約の繰り返しがある場合など、当社が対応できないと判断するものについては、再契約いただけないことがあります。

## 《4. みまもっテルについて》

### 第1条（サービスの内容）

「みまもっテル」（以下、本サービス）はご契約者さまが指定する連絡先に定期的にお電話し、健康状態や生活状況の確認を行う架電サービスと、架電結果をご契約者さまにメールにてお伝えする報告サービスをご提供します。

### 第2条（サービス料金）

(1) 本サービスのサービス料金は、以下の通りとします。

住ミカタ・プラス会員さま：月々540円（税込）

住ミカタ・プラス会員さま以外：月々702円（税込）

(2) その他の詳細は《全サービス共通の条項》の第9条をご参照ください。

### 第3条（業務委託）

本サービスは大阪ガスセキュリティサービス株式会社に委託して提供します。

### 第4条（架電サービス）

(1) ご契約者さまの指定する連絡先に2週間に1度お電話をかけます。

(2) 架電開始日はご契約者さまがウェブ上で架電先情報を登録完了してから約1週間となります。

(3) 架電は月曜日～金曜日の9時～17時半に行います。

（祝日含む。お客さまからの曜日指定は不可。）

(4) 1度の架電タイミングで最大2回までお電話を行います。2回のお電話の後、不通の場合は、不通である旨を報告させていただきます。

### 第5条（報告サービス）

(1) お電話をかけ終わった後、当日中にご契約者さまの指定する連絡先にメールにてご報告します。送信先アドレスは国内在住の方で、メール送付先に登録いただいたアドレスに限ります。報告メールを送付するメールアドレスは1件のみ登録可能です。（複数のメールアドレスに送付することはできません。）

(2) 下記内容について報告します。

- ・電話がつながったかどうか。

- ・健康であるかどうか。
- ・困りごとがあるかどうか。

(3) ご契約者さまからのメールでのご連絡は受け付けておりません。ご返信をいただいた場合でも対応しかねます。ご契約者さまより対象者さまへの直接のご連絡をお願いします。

## 第6条（サービス加入要件）

次の要件を全て満たしている場合に、「みまもっテル」に加入することができます。

- ・電話をかける固定電話もしくは携帯電話を登録していること。
- ・報告メールを送付するメールアドレスを最低1件登録していること。

## 第7条（連絡先情報の変更）

架電先及び、報告先の変更を希望する場合、当社に連絡するものとします。なお、手続きの関係上、連絡後も一定期間変更前の架電先および報告先に連絡する場合があります。

## 第8条（緊急時の対応）

当社より、ご契約者さまが指定する連絡先の住宅への駆けつけ、救急車の手配、消防機関などへの連絡を行うことはできません。

## 第9条（その他）

(1) 当社より健康面でのアドバイスをさせていただく場合がございます。このアドバイスはあくまで情報提供に留まるものであり、診断や投薬の指示など、医療行為または保険指導ではありません。万一このアドバイスが原因でご契約者さまに損害が生じても、当社は免責されるものとします。

(2) ご契約者さまが報告メールを受信するためには、ご契約者さまご自身によって電子メールを受信する機器（携帯電話など）の受信設定をお願いします。当社は報告メールの受信の可否については免責されるものとします。

(3) 天災、地変、暴動、通信回線の障害や停電等、その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなったことについては、当社は免責されるものとします。

(4) ご契約者さまへの提供サービス品質向上のため、通話内容の録音を行うことがあります。

## 《5. めちゃとクーポンについて》

### 第1条（サービスの内容）

めちゃとクーポン（以下、本サービス）はトラベル、グルメ、レジャー、エンターテイメントなどの様々なサービスに加え、大阪ガスグループ会社が提供するフィットネスクラブ「コ・ス・パ」や料理教室「大阪ガスクッキングスクール」等のサービスを市価または定価と比べ割安に利用できるサービスです。

本サービスは、1つの住宅につき1契約に限り締結できるものとし、ご契約者さまの配偶者とその配偶者の各二親等以内の親族が利用できます。

### 第2条（サービス料金）

(1) 本サービスのサービス料金は、以下の通りとします。

住ミカタ・プラス会員さま：月々540円（税込）

住ミカタ・プラス会員さま以外：月々702円（税込）

(2) その他の詳細は《全サービス共通の条項》の第9条をご参照ください。

### 第3条（業務委託）

(1) 本サービスは株式会社ベネフィット・ワンに委託して提供します。

(2) ご契約者さまは、本サービスのホームページにおいて当社が発行したID（以下「ID」といいます）およびパスワードでログインすることにより、ベネフィット・ワンが提供する「ベネフィット・ステーション」を利用できます。

(3) 「ベネフィット・ステーション」の利用については、ベネフィット・ワンが別途定める「ベネフィット・ステーション利用規約」が適用され、ご契約者さまはこれを遵守するものとします。

(4) ご契約者さまの「ベネフィット・ステーション」の利用等に関して、ベネフィット・ワンとの間に生じた紛議については、ご契約者さまとベネフィット・ワンとの間で解決するものとし、その紛議が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除いて、当社は一切責任を負いません。

### 第4条（サービス内容の変更）

当社およびベネフィット・ワン（以下、両社という）は、ご契約者さまの承諾を得る事なく、本サービスの全部または一部の変更または追加が出来るものとし、これにより、ご契約者さま



が本サービスの一部割引・優待を利用できなかったことに関し、両社は何らの責任も負わないものとしします。

## 第5条（免責事項）

(1) 本サービスの利用によりご契約者さまが何らかの損害を被った場合、それが両社の故意または重過失により発生したものでない限り、両社は当該損害を賠償する責任を負わないものとしします。

(2) 再三の契約、解約の繰り返しがある場合など、当社が対応できないと判断するものについては、契約ができないものとしします。

## 《6. あずかルックについて》

### 第1条（サービスの内容）

あずかルックとは、特定の季節に使用するモノなど、自宅に収まりきらない荷物の収納、宅配、管理を携帯アプリにて行うことができるサービスです。

本サービスは、1つの住宅につき1契約に限り締結できるものとします。

### 第2条（サービス料金）

(1)本サービスのサービス料金は、以下の通りとします。

月額保管料	1箱目	2箱目以降
住ミカタ・プラス会員さま	月々540円（税込）/箱	月々486円（税込）/箱
住ミカタ・プラス会員さま以外	月々540円（税込）/箱	月々540円（税込）/箱

その他の料金については、株式会社トランクの定める料金を適用するものとします。

(2)その他の詳細は《全サービス共通の条項》の第9条をご参照ください。

(3)料金をご契約者さまがアプリ登録時に設定したクレジットカードより収納します。

料金の収納は株式会社トランクが代行します。

(4)あずかルック契約後、トランクアプリをダウンロードしアプリ上で専用箱の注文または箱の集荷依頼を行った場合にサービス開始となります。

(5)前月末時点での利用状況に応じ、課金させていただきます。

(6)前月末時点で住ミカタ・プラス会員である場合は、当月の月額保管料は住ミカタ・プラス会員割引の適用となります。当月に住ミカタ・プラスを解約された場合、翌月より月額保管料の住ミカタ・プラス会員割引の適用外となります。

(7)本サービスの解約をご希望される場合、《1. 全サービス共通の条項》第8条に定める内容に加えて、お預けいただいているすべての箱・アイテムの取り出しをアプリ上にて行っていただく必要があります。お預けいただいているすべての箱・アイテムの取り出しを行っていないことによるご契約者さまの不利益に関し、当社は一切責任を負いかねます。

### 第3条（業務委託）

本サービスは株式会社トランクに委託して提供いたします。本サービスの利用には、株式会社トランクの定める利用規約に同意することを条件とし、サービス提供の条件、拒絶理由、免責事項、

保険付保、返還手続き、料金の支払い、出品・販売・購入時の規定、禁止事項など、株式会社トランクが提供するサービスの内容に関わる全ての事項に関し、ご契約者さまに不利益が発生した場合は、当社に責があるものを除き、株式会社トランクが責任を負うものとします。

#### 第4条（月額金額について）

住ミカタ・プラス会員さまが2箱目以降の月額保管料の割引適用を受けるためには、トランクアプリ登録時に設定画面にて「住ミカタ・プラスアカウント連携」を行う必要があります。「住ミカタ・プラスアカウント連携」を行わずにアプリを使用した場合は月額保管料（2箱目以降）の割引は適用されません。

#### 附則

本規約は、2018年4月1日から実施します。